

水・4月 道・料 料・金 金・が が

統合準備号
03

皆様の生活にとって
大きな影響を与える水道料金と
窓口(料金センター)が決定しました。
今回は各々の概要をお伝えいたします。

〈田川広域水道企業団事務局本部〉

1 水道料金が変わる!

※新料金表は裏面をご覧ください。

1市3町(田川市・川崎町・糸田町・福智町)の
水道料金が1つになります。

令和4年11月に行われた企業団議会で統一新料金が決定しました。令和5年4月以降の検針分より適用されます。ただし、新しい料金が現在の料金を上回る場合は、5年間据え置きとなります。

5年間は現在より料金が高くなることはありません。



2 料金窓口が変わる!

令和5年4月1日から1市3町の水道事務所は1つになり、田川広域水道企業団として生まれ変わります。

現在の各水道事務所窓口は、それぞれ料金窓口になります。各種手続き(料金のお支払いや閉開栓、その他水道料金についてのご相談等)は各庁舎内料金窓口または料金センターにて承ります。

〈令和5年4月1日からのお問い合わせ先〉
田川広域水道企業団料金センター(田川市役所別館2F)

TEL.0947-23-2171

令和5年4月以降の
検針分より適用

〈統一〉新料金

ただし、新しい料金が現在の料金を上回る
場合は5年間据え置きとなります。



5年間は現在より料金が
高くなることはありません。

一般用

種別／料金 (1ヶ月)	基本料金			超過料金 (1㎡を増すごとに)
	水量	口径	料金	
一般用	8㎡まで	13mm	970円	257円
		20mm	1,030円	
		25mm	1,090円	
		30mm	2,880円	
		40mm	5,010円	
		50mm	7,760円	
		75mm	17,260円	
		100mm	29,900円	
		150mm	企業長の 定める額	
湯屋用A	100㎡ まで	全口径 共通	7,750円	120円
湯屋用B			12,247円	243円
公営ごみ処理施設用 (大任町地内に限る)	8㎡まで		56,840円	257円

※税抜 ※1㎡(立法メートル)=1トン

新旧料金比較

※口径13mm・1ヶ月あたりの使用量20㎡の場合

※20㎡：田川広域水道企業団モデルケース(4人世帯、メーター口径13mm、使用水量20㎡/1ヶ月)

	田川市	川崎町	糸田町	福智町
令和4年度まで	3,630円	4,382円	4,405円	4,069円
令和5年度から	4,054円			

経過措置を適用した料金

(1ヶ月あたり・税抜・据え置き期間の5年間)

	田川市	川崎町	糸田町	福智町
令和5年度から	3,630円		4,054円	

●検針・請求についてのお知らせ

- ◎ 検針時期が偶数月と奇数月の地域に分かれ、**2ヶ月ごとに検針・請求**を行います。
- ◎ **口座振替日が検針翌月の25日に統一**されます。

	田川市	川崎町	糸田町	福智町
検針	2ヶ月に1回 (偶数月・奇数月)	2ヶ月に1回 (奇数月)	2ヶ月に1回 (奇数月)	2ヶ月に1回 (偶数月)
請求	2ヶ月に1回			
支払				

ご不明な点は
田川広域水道企業団まで
お問い合わせください



※ご請求やお支払いを隔月とすることで経費を削減でき、
皆様の水道料金の値上げ幅を最大限抑えることができます。ご理解ご協力をお願いします。

